

○白石町地域公共交通会議設置要綱

平成19年6月25日訓令乙第52号
改正 平成23年4月1日訓令乙第2号
平成24年3月30日訓令乙第74号
平成26年2月17日訓令乙第63号
平成26年9月1日訓令乙第48号
平成29年7月20日訓令乙第22号
平成31年3月1日訓令乙第42号
令和2年3月31日訓令乙第82号
令和7年3月19日訓令乙第70号

(目的)

第1条 白石町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成および実施に関する協議を行うため設置する。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、白石町役場内に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (2) 交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 交通計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (5) 交通計画の実施に係る協議に関する事項
- (6) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、別表に掲げるものとし、町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、白石町長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が召集し、議長となる。

- 2 交通会議の議決の方法は、委員による全会一致を原則するが、成立し難い場合は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 3 前項の規定に関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(国自旅第161号平成18年9月15日)に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果は、地域公共交通会議の議決があったものとみなすものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による決議)

第7条 交通会議は会長が認め、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決

議を行うことができる。

- (1) 至急の決議が必要で、会議を開催するいとまがない事項
- (2) 事前に交通会議において書面による決議の了承を受けている事項

2 会長は、書面による決議を行った場合は、次回の会議において、その内容を報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第9条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、第4条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し意見を聴くことができる。

(分科会)

第10条 交通会議は、第3条各号に定める事項について、専門的な調査及び検討を行うため、又は道路運送法第9条第4項に規定する乗合旅客運送の運賃若しくは料金等に関する事項について協議するため、必要に応じ分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、白石町総合戦略課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 交通会議の運営に要する費用は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 交通会議に監事を2人置く。

- 2 監事は、委員の中から会長が選任する。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第15条 交通会議が解散したときは、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、当該解散の日に会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

別表 (第4条関係)

区 分	委 員
法第6条第2項第1号	白石町長
	白石町副町長
法第6条第2項第2号	公共交通事業者
	一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会
	佐賀県杵藤土木事務所
	白石町
法第6条第2項第3号	白石警察署
法第6条第2項第4号	住民利用者代表
	九州運輸局佐賀運輸支局
	佐賀県交通担当課
	公共交通事業の運転者
	学識経験者その他交通会議が必要と認める者

附 則

この要綱は、平成19年6月25日から施行する。

附 則 (平成21年訓令乙第94号)

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日訓令乙第2号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令乙第74号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月17日訓令乙第63号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月1日訓令乙第48号）

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成29年7月20日訓令乙第22号）

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。

附 則（平成31年3月1日訓令乙第42号）

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令乙第82号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月19日訓令乙第70号）

この要綱は、令和7年3月19日から施行する。